



令和3年度 寒河江市住宅建築推進事業補助金

令和3年
9月改正版

市内に自ら居住する住宅の新築、または住宅等を増築やリフォームされる方に助成いたします。

◇対象要件

- 市内で自ら居住する一戸建て住宅、付随建築物（車庫・物置等）の新築・増築・リフォーム工事
 - 市内の建築、建設業者と契約すること
 - 令和4年2月10日まで工事完了報告書の提出ができること
 - 市税の滞納がないこと
- ※これまでにこの事業を利用された方も、改めて利用可能です。

◇補助金額

- 住宅の新築の場合 30万円（600万円以上の工事費）
- 増築・リフォーム等の場合（20万円以上の工事費）
 - ・補助率10% ・限度額12万円
 - ・補助率10% ・限度額12万円〈6要件工事該当〉
 - ・補助率10% ・限度額12万円〈6要件工事・世帯要件該当〉

9月改正より
補助率・限度額が
変わりました。



- 6要件工事
 - ・新生活様式対応
 - ・減災・部分補強
 - ・寒さ対策・断熱化
 - ・バリアフリー化
 - ・克雪化
 - ・県産木材
- 世帯要件
 - ・新婚世帯
 - ・子育て世帯

＜ご注意＞必ずお読みください。

※交付決定前の工事請負契約・着工は補助対象外となります。

※受付順に予算がなくなり次第、終了いたします。

※工事中の写真を必ず添付してください。

- 初回到6万円以下の補助を受けた方が、再度増築・リフォーム等をする場合（20万円以上の工事費） ・補助率10% ・限度額6万円

＜対象となる工事例＞

- ・住居の新築（木造一戸建て）、増築、部分補強、給湯器、バリアフリー化
- ・住宅用車庫・物置等の新築、増築
- ・外壁や屋根の張替、塗装
- ・サッシの入替
- ・家屋の融雪設備
- ・ブロック塀等（除却のみ）
- ・内装工事（畳、ふすま、壁、クロス張替）

＜対象にならない工事例＞

- 貸家、店舗、作業用小屋、門、庭造り、外構工事

裏面に
続きます



○確認事項

※本年度市で実施する住宅に関する補助金等の交付を受けていないこと。

※市からの書類は業者を通じて申請人にお送りします。

※申し込み後の交付決定通知書、確定通知書までの送付は約10～14日を要します。（申請状況によっては、送付期間が前後する場合があります。）

※補助金の受取に関しては、額の確定通知時よりおおむね1か月後に指定口座へ入金となります。

※工事完了報告書提出後の審査終了までは、補助金の額及びお支払いは確定いたしませんのでご注意ください。

○添付書類

【交付申込み時】

- 交付申請書
- 見積書の写し
- 位置図
- 図面（工事箇所を記入すること）
- 着工前写真
- その他
- 納税証明書（4～6月申請分は令和元年度、7～3月申請分は令和2年度）
- 6要件工事の場合は、工事基準点算出表
- 県産木材を使用した工事の場合は、県産木材使用量計算書（計算数量）

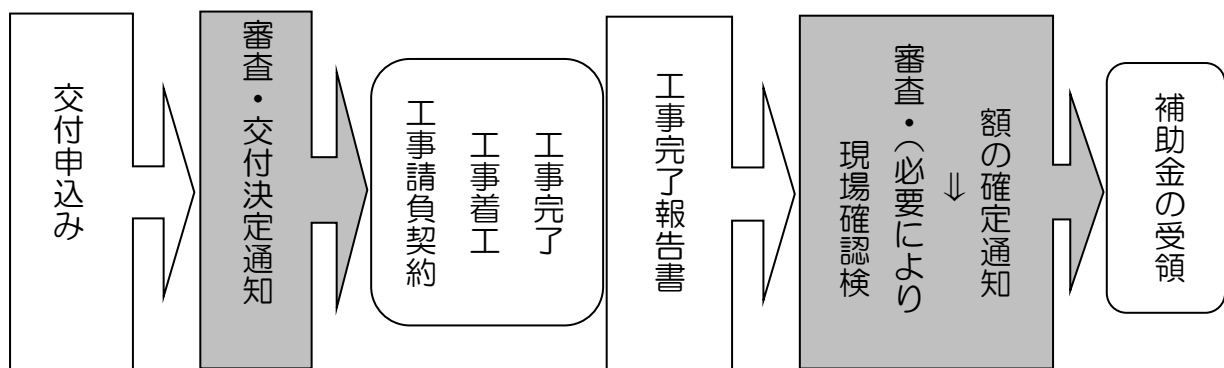
＜世帯要件利用時＞

各世帯要件によって、別途添付いただく書類があります。

【工事完了報告時】

- 工事完了報告書
- 工事請負契約書の写し
- 領収書等の写し
- 完成写真（工事中及び工事完了後、型番や段差、手すり、雪止め等の寸法が分かるように撮影）
- 新築等で転居・転入した場合は住民票謄本（全員のもので続柄わかるもの）
- 通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- その他
- 県産木材を使用した工事の場合は、県産木材使用量計算書（実績数量）

○手続きの流れ＜白：申請者 網掛け：市＞



○様式の取得方法

- 市役所3階 建設管理課建築住宅係窓口
- 寒河江市役所HP「令和3年度住宅建築推進事業補助金」で検索

○申込み・問い合わせ

寒河江市建設管理課建築住宅係 ☎85-1627

